

## 公職の候補者の選挙運動に関する 収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年4月8日執行 山梨県議会議員一般選挙(中央市・中巨摩郡選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 5,417,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河西 敏郎	所属党派	無所属	期間	平成19年3月12日から 第1回分 平成19年4月 9日まで
出納責任者氏名	土橋 英次				

収入		支出 (円)
主たる寄附		人件費 405,000
氏名(団体名)	職 業	家屋費 1,318,800
	寄附額(円)	選挙事務所費 1,318,800
		集合会場費 0
		通信費 35,960
		交通費 0
		印刷費 733,552
		広告費 751,380
		文具費 7,530
		食料費 44,510
		休泊費 0
		雑 費 32,312
その他の寄附 0件	0	
その他の収入	3,500,000	
今回計	3,500,000	今回計 3,329,044
前回計	0	前回計
総 計	3,500,000	総 計 3,329,044

報告受理年月日	平成19年4月18日	第1回	報告分
---------	------------	-----	-----

## 公職の候補者の選挙運動に関する 収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年4月8日執行 山梨県議会議員一般選挙(中央市・中巨摩郡選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 5,417,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鷹野 一雄	所属党派	無所属	期間	平成19年2月 7日から 平成19年4月21日まで
出納責任者氏名	北條 利春				第1回分

収入	支出	(円)
主たる寄附	人件費	315,000
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)
民主党山梨総支部連合会	政党	500,000
鶴田 明	自営業	30,000
西川 一也	会社員	30,000
一友会	政治団体	100,000
	家屋費	517,112
	選挙事務所費	517,112
	集会会場費	0
	通信費	0
	交通費	0
	印刷費	839,392
	広告費	364,140
	文具費	211,968
	食料費	0
	休泊費	0
	雑費	320,102
その他の寄附 11件		100,000
その他の収入		1,140,000
今回計		1,900,000
前回計		0
総計		1,900,000
	今回計	2,567,714
	前回計	
	総計	2,567,714

報告受理年月日	平成19年4月23日	第1回	報告分
---------	------------	-----	-----

## 公職の候補者の選挙運動に関する 収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年4月8日執行 山梨県議会議員一般選挙(中央市・中巨摩郡選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 5,417,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鷹野 一雄	所属党派	無所属	期間	平成19年4月27日から	第2回分
出納責任者氏名	北條 利春				平成19年4月30日まで	

収入	支出 (円)
主たる寄附	人件費 0
氏名(団体名)	家屋費 0
職業	選挙事務所費 0
一友会	集合会場費 0
	通信費 89,482
	交通費 0
	印刷費 0
	広告費 0
	文具費 0
	食料費 0
	休泊費 0
	雑費 28,010
今回計	今回計 117,492
前回計	前回計 2,567,714
総計	総計 2,685,206

報告受理年月日	平成19年5月 2日	第2回	報告分
---------	------------	-----	-----

山梨県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

平成十九年六月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
鷹座単会	志村賢允	斉藤金弥	南巨摩郡増穂町最勝寺二六一四	平成十九年五月十七日	平成十九年五月二十一日
石井由己雄後援会	和田 功	佐藤榮之輔	大月市大月二五五	平成十九年五月二十四日	平成十九年五月二十四日
谷内しげひろ後援会	谷内 眞	清水和人	都留市与縄三三三	平成十九年四月一日	平成十九年六月八日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	入倉要後援会「要の会」				平成十九年五月二十五日	平成十九年五月二十八日
旧	入倉要後援会		郷田善臣		平成十九年五月二十五日	平成十九年五月二十八日
新	勝友会		永田光明		平成十九年六月六日	平成十九年六月六日
旧	勝友会		永田光明		平成十九年六月六日	平成十九年六月六日
新	山梨県土地家屋調査士政治連盟	芹澤利二	芦澤正樹		平成十九年五月二十九日	平成十九年六月七日
旧	山梨県土地家屋調査士政治連盟	市川哲郎	大森教雄		平成十九年五月二十九日	平成十九年六月七日
新	山梨改革推進県民会議				平成十九年六月四日	平成十九年六月八日
旧	山梨改革推進・草の根会議				平成十九年六月四日	平成十九年六月八日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
奥秋恵次後援会	小俣賢明	小林清利	都留市四日市場二一〇四	平成十九年	平成十九年

自由民主党山梨県甲府市第三支部	太田道夫	角田広徳	甲府市国母三 一五 一三三	平成十九年五月三十一日	平成十九年六月十一日
有志の会	三科清	志村繁雄	甲府市丸の内一 一四 三	平成十八年十二月三十一日	平成十九年六月十四日
小林なが子後援会	小林永子	小林永子	甲斐市万才一六九七	平成十九年六月十日	平成十九年六月十五日
小林なが子後援会・親永会	保坂精治	依田陽一郎	甲斐市万才一六九七	平成十九年六月十日	平成十九年六月十五日
横内正明を支援する山梨市の会	雨宮義和	星野洋	山梨市鴨居寺三二二	平成十九年五月三十一日	平成十九年六月十八日

政治資金規正法第十九条第三項第二号の届出 資金管理団体指定取消届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
小林永子	山梨県議会議員	小林なが子後援会	甲斐市万才一六九七	小林永子	平成十九年六月十日	平成十九年六月十五日

政治資金規正法第十九条第三項第三号の届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称		主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	
			入倉要後援会「要の会」	入倉要後援会			平成十九年五月二十五日	平成十九年五月二十八日
新	入倉要							
旧								

山梨県選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年六月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

一四、一五六

山梨県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十九年六月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

一八四、六三〇

**山梨県選挙管理委員会告示第五十七号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十九年六月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	五、一〇四
南巨摩郡	二、六一九
南都留郡	二、〇〇三
甲府市	五三、〇三二
富士吉田市	一四、一九八
都留市・西桂町	九、九九三
山梨市	一〇、五五〇
大月市	八、四四一
斐崎市	八、五二七
南アルプス市	一九、〇一一
北杜市	一三、七七六
甲斐市	一九、一五八
笛吹市	一九、二一三
上野原市・北都留郡	八、一五七
甲州市	九、九五四
中央市・中巨摩郡	二、二〇八

**山梨県選挙管理委員会告示第五十八号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十九年六月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

施設の名	所在地
------	-----

特別養護老人ホーム ロイヤルあかし	甲府市上町二四七三番地
特別養護老人ホーム 穴山の杜	斐崎市穴山町五三九〇番地

**山梨県選挙管理委員会告示第五十九号**

平成十九年四月八日執行の山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年六月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

一場所	富士吉田市下吉田一八七七番地	富士吉田市立産業会館
二日時	平成十九年六月二十二日	午前九時